

スーパー定期、スーパー定期300

平成 28 年 1 月 1 日現在

○商品名	スーパー定期、スーパー定期 300		
○ご利用いただける方	法人および個人		
○お預け入れ期間		定型方式	期日指定方式
	単利型	1 ヶ月以上 10 年以内	1 ヶ月以上 5 年以内
	複利型	3 年以上 10 年以内	3 年以上 5 年以内
○お預け入れ金額	スーパー定期：1 円以上 300 万円未満（1 円単位） スーパー定期 300：300 万円以上 1,000 万円未満（1 円単位）		
○利息の計算方法	利息の計算方法にはつぎの方法がありますので、お預け入れのときにご指定ください。		
	単利型	付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算によります。 なお、満期日をお預け入れ日の 2 年後の応当日から 10 年後の応当日までの日とした場合は、中間利払を行います。後記の「中間利払」の欄をご参照ください。	
	複利型	付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 ヶ月ごとの複利計算とします。 ※複利型は個人の方に限定させていただきます。	
○満期日の設定方式	満期日の設定方式にはつぎの方法がありますので、お預け入れのときにご指定ください。		
	定型方式	単利型：お預け入れ日から起算して 1、3、6 ヶ月後、1、2、3、4、5、7、10 年後の応当日を満期日とする方式。 複利型：お預け入れ日から起算して 3、4、5、7、10 年後の応当日を満期日とする方式。	
	期日指定方式	単利型：お預け入れ日から 1 ヶ月後の応当日の翌日以降 5 年後の応当日の前日までにご指定いただいた日を満期日とする方式。 複利型：お預け入れ日から 3 年後の応当日の翌日以降 5 年後の応当日の前日までにご指定いただいた日を満期日とする方式。	
○自動継続の取扱	満期日の設定を定型方式としたもの（お預け入れ期間 単利型：1 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年、7 年、10 年 複利型：3 年、4 年、5 年、7 年、10 年のいずれかとしたもの）については、満期日に元金または元利金をもって、前回と同一の期間の定期預金（スーパー定期・スーパー定期 300）に自動的に継続する取扱ができます。		

<p>○中間利払</p> <p>中間利払利率</p> <p>利払の頻度</p> <p>中間払利息の支払方法</p>	<p>単利型で、満期日をお預け入れ日の 2 年後の応当日から 10 年後の応当日までの日とした場合は、つぎの中間利払を行います。</p> <p>約定利率の 70%（小数点第 4 位以下切り捨て）</p> <table border="1" data-bbox="470 369 1396 683"> <thead> <tr> <th>お預け入れ期間</th> <th>中間利払日 (いずれもお預け入れ日から起算した日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 年以上 3 年未満</td> <td>1 年目の応当日</td> </tr> <tr> <td>3 年以上 4 年未満</td> <td>1、2 年目の応当日</td> </tr> <tr> <td>4 年以上 5 年未満</td> <td>1、2、3 年目の応当日</td> </tr> <tr> <td>5 年</td> <td>1、2、3、4 年目の応当日</td> </tr> <tr> <td>7 年</td> <td>1、2、3、4、5、6 年目の応当日</td> </tr> <tr> <td>10 年</td> <td>1、2、3、4、5、6、7、8、9 年目の応当日</td> </tr> </tbody> </table> <p>中間払利息は、中間利払日以降にあらかじめ指定されたつぎのいずれかの方法によりお支払いします。</p> <p>A. 現金で受け取る方法。 B. 指定口座へ入金する方法。 C. 満期日をこの定期預金と同一にする定期預金とする方法。（お預け入れ期間が 2 年のものに限ります。）</p> <p>なお、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間 7 年もの、10 年ものについては指定口座へ入金の方法とします。 ・自動継続定期預金の元加式・期間 2 年のものについては、定期預金にする方法とします。 ・自動継続定期預金については上記の元加式 2 年もの以外は、指定口座へ入金する方法とします。 <p>中間払利息を差し引いた利息の残額は満期日以降に支払います。</p>	お預け入れ期間	中間利払日 (いずれもお預け入れ日から起算した日)	2 年以上 3 年未満	1 年目の応当日	3 年以上 4 年未満	1、2 年目の応当日	4 年以上 5 年未満	1、2、3 年目の応当日	5 年	1、2、3、4 年目の応当日	7 年	1、2、3、4、5、6 年目の応当日	10 年	1、2、3、4、5、6、7、8、9 年目の応当日
お預け入れ期間	中間利払日 (いずれもお預け入れ日から起算した日)														
2 年以上 3 年未満	1 年目の応当日														
3 年以上 4 年未満	1、2 年目の応当日														
4 年以上 5 年未満	1、2、3 年目の応当日														
5 年	1、2、3、4 年目の応当日														
7 年	1、2、3、4、5、6 年目の応当日														
10 年	1、2、3、4、5、6、7、8、9 年目の応当日														
<p>○預金利子に関する税金</p>	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利息に対し一律 15.315%の税金を源泉徴収します。（課税方式：総合課税） ●中間利払を行う場合も、15.315%の税金を源泉徴収したうえで、利払を行います。 <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●この預金はマル優制度の対象となります。 ●マル優制度をご利用にならない場合には、利息に対し一律 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金を源泉徴収します。（課税方式：分離課税） ●単利型で中間利払を行う場合もマル優制度をご利用にならない場合、20.315%の税金を源泉徴収したうえで、利払を行います。 														
<p>○中途解約の取扱</p>	<p>この預金は原則として中途解約はできません。</p> <p>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、当初の約定期間および預入期間（お預け入れ日から解約日の前日までの日数）に応じた利率（別表の「中途解約利率表」によります。小数点第 4 位以下は切り捨てます。）を適用のうえ、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算によります。（複利型の場合は、6 ヶ月複利の方法で計算します。）</p> <p>なお、中間利払が行われている場合は、その支払額と満期前解約利息との差額を清算します。</p>														

○満期日以降の利息	この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。
○付加できる特約事項	個人の方の通帳式自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。（貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%をプラスした利率）
○その他参考となる事項	この預金は預金保険制度の対象となっています。
○適用金利	金利については窓口でお問い合わせください。（店頭表示しています）
○当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772